

「第 71 回全国植樹祭お野立所新築工事」デザイン提案コンペ 応募要領

1 目的

この要領は、デザイン提案コンペ方式により、デザイン提案 3 案を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 審査選定委員会

コンペによるデザイン提案 3 案の選定を、厳正かつ公平に行うため、「第 71 回全国植樹祭お野立所新築工事」デザイン提案コンペ審査選定委員会（以下、「選定委員会」）を置く。選定委員会の構成は、(一社)島根県建築士会の会長、副会長 3 名、専務理事及び総務委員長の 6 名とする。

3 参加資格等

提案書を提出する際の要件は、次の各号を全て満たすこととする。

- (1) 提案者は、管理建築士又は所属建築士の 1 人以上が(一社)島根県建築士会会員であること。
- (2) 島根県内に主たる事務所のある建築士事務所であること。企業体の場合は、2 ないし 3 社で、専業及び兼業を問わない。
- (3) 建築士会継続能力開発制度（CPD）登録者であり、過去 3 年間分の CPD 実績証明書（獲得ポイント）を提出すること。企業体の場合は、CPD 登録者分を提出すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、建築士事務所の登録を受けている者であること。企業体の場合は全ての者とする。
- (6) 建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- (7) 島根県建築工事等競争入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴対法 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与を有していないこと。
- (11) 法人税、消費税及び地方消費税、県税等について未納の税額がないこと。
- (12) 提案者は、本業務に対して専門分野（管理技術者及び意匠担当技術者を除く）について協力者（協力事務所）の協力を仰ぐことができる（協力事務所の所在地については島根県内に主たる事務所を置く者とする）。ただし、この協力者は上記（2）及び（4）から（11）号の資格要件を満たし、かつ、前各号の資格要件にかかわらず、当該コンペに参加しないものとする。

4 資料の配布期間・方法

① 配布期間（郵送等は行なわない）

平成30年7月2日（月）から平成30年7月10日（火）まで

② 配布方法

（一社）島根県建築士会HPよりダウンロード <http://aba-shimane.or.jp>

5 提出方法等

(1) エントリーシート（参加表明書等）の提出

① 提出期限

平成30年7月10日（火）午後5時必着

※提出期限後のエントリーシート等の提出は、一切認めない。

② 提出先

〒690-0883 松江市北田町35-3 建築会館3階

（一社）島根県建築士会 「お野立所デザイン提案コンペ係」

電話 0852-24-2620

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 提出物

1) エントリーシート（様式第1-1号又は第1-2号） 1部

2) 建築士事務所の概要（様式第2号） 1部

3) CPD実績証明書 1部

（証明書の発行は島根県建築士会へお申し出ください。）

4) 協力者（協力事務所）がある場合には、その内容等（様式第3号） 1部

(2) デザイン提案書類の提出

① 提出期限

平成30年8月8日（水）午後5時必着

※提出期限後の提案書の提出は、一切認めない。

② 提出先

〒690-0883 松江市北田町35-3 建築会館3階

（一社）島根県建築士会 「お野立所デザイン提案コンペ係」

電話 0852-24-2620

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 提出物

1) 提案書表紙 6部

2) 提案書等（様式第4号～6号） 6部

6 提案書作成の留意事項

(1) 提案書は下記の提案課題及び評価項目に関する提案を行うこと。

課題	評価項目
1. デザインコンセプト	ア 第71回全国植樹祭の開催理念、基本方針及び大会テーマの反映 イ 島根県らしさの表現、意匠に関する提案 ウ 県産材の使用と魅力発信 エ 周辺景観との調和、空間構成に関する提案
2. 機能・構造 提案の創造性	ア 構造の安全性 イ 天皇皇后両陛下への配慮 ウ 開催後の再利用計画
3. コスト縮減等 提案の実現性	ア 建築工事費への配慮 イ 建築工期短縮への配慮 ウ 工法・素材に関する提案

(2) 各テーマに対する技術提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。簡潔な設計図面、透視図等も認める。

(3) 表紙は「第71回植樹祭お野立所新築工事デザイン提案書」とし、社名（称号または名称）及び代表者名等を記載しないこと。

(4) 提案は未発表のものに限る。また、提出された提案書及び書類は返却しないものとし、選定作業に必要な範囲において複製する。

7 質疑・応答

(1) 質疑受付

平成30年7月2日（月）から平成30年7月10日（火）午後5時までに、提案書提出先に質問書（様式第7号）により、電子メール（宛先：info@aba-shimane.or.jp）で行うこと。なお、電話や直接の訪問による問い合わせには応じない。質問の内容によって、本事業選定に公平性を保てない場合は回答しないことがある。

(2) 質疑回答

平成30年7月17日（火）午後5時までに、Q&A形式で、（一社）島根県建築士会HPに掲示する。

8 3案の選定方法

- (1) 選定は、選定委員会で提出書類に基づき、適正かつ公正に行う。
- (2) 選定結果は、(一社)島根県建築士会HPで公表する。
- (3) 選定結果に対する問い合わせや異議申し立ては、一切受けない。
- (4) 失格となる場合

審査の結果、次に該当する場合、選定委員会による評価の対象外とし、失格とする。

- a. 参加表明をしない場合
- b. 提案書を提出しない場合
- c. 「3 参加資格等」で定める資格を満たさない参加者の場合
- d. 応募要領及び設計概要に基づかない提案書が提出された場合
- e. 上記のほか、選定委員会が失格と判断した場合

9 その他

- (1) 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 提案書の提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等の著作権は、採否を問わず提案者に帰属する。
- (4) 提出期限後の提案書の追加及び修正は、一切認めない。
- (5) 必要に応じ、ヒアリング調査を行うことがある。
- (6) 候補案の選定後において、提案書の内容等に虚偽の記載等の不適正な事項等が発覚した場合には、失格となる。
- (7) エントリー後であっても、参加を辞退することはできる。
- (8) 応募された書類や提案書などは、この事業の目的以外に使用しない。
- (9) 事業内容については、「第71回全国植樹祭お野立所新築工事」デザイン提案コンペ設計概要のとおり。

参考 コンペスケジュール

項目	日程
プロポーザル実施公告	6月1日(金)
資料配布期間	7月2日(月)～7月10日(火)
エントリー期間	7月2日(月)～7月10日(火)
質問書提出期間	7月2日(月)～7月10日(火)
質問書回答	7月17日(火)
提案書提出期限	8月8日(水)
選定結果公表、選定通知	8月下旬